公益社団法人北海道スカイスポーツ協会定款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人北海道スカイスポーツ協会(以下「本協会」という。)と 称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、北海道の優れた自然環境を生かしたスカイスポーツの振興を通して、観光 資源及び産業の開発、文化の振興、生活の向上、健康・体力の増進などの地域振興に貢献す ることを目的とする。

(事業)

- 第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) スカイスポーツに関する啓発普及事業
 - (2) スカイスポーツに関するイベント交流活動事業
 - (3) その他、本協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は北海道において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本協会は、本協会の事業に賛同する個人、法人又は団体であって、第7条の規定により本協会の正会員となった者をもって構成する。

(会員の種別)

- 第6条 本協会の会員は、次の3種とする。
 - (1) 普通会員 本協会の目的に賛同して入会した個人、法人並びに団体
 - (2) 特別会員 本協会の事業推進に対して功労があり、理事会において推薦された個人、法人並びに団体
 - (3) 名誉会員 本協会に対して特に功労があり、理事会において推薦された個人
- 2 前項の会員のうち普通会員及び特別会員(以下「正会員」という。)をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

- 第7条 本協会の普通会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書を、会長に提出しなければならない。
- 2 特別会員及び名誉会員については、理事会で予め本人の意向を確認の上推薦を決定し、本 人に通知する。

(会費)

- 第8条 普通会員は、本協会の事業活動において経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 2 特別会員及び名誉会員は、会費の納入を要しない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退 会することができる。

(除名)

- 第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除 名することができる。
 - (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 会員を除名しようとするときは、その会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその 旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。
- 3 第1項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格の喪失)

- 第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格 を喪失する。
 - (1) 第8条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
 - (2) 総正会員が同意したとき。
 - (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

- 第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失い、 義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 2 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 総 会

(構成)

- 第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

- 第14条 総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 総会は、定時総会として毎年度 5 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、日時及び場所、会議の目的たる事項その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開会の日の2週間前までに通知しなければならない。
- 3 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第 19 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該 正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使等)

- 第 20 条 正会員は、法令で定めるところにより、議決権行使書面をもって議決権を行使する ことができる。この場合において、その議決権の数を出席した正会員の議決権の数に算入す る。
- 2 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を提出して代理人によって総会の議決権を行使することができる。

(議事録)

- 第21条 総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、議長及び出席した正会員のうちその会議において選出された議事録署 名人2人以上が署名押印する。

第5章 役 員

(役員の設置)

- 第22条 本協会に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 6名以上10名以内
 - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務 理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を執行する。
- 5 会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第30条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) 本協会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第31条 理事会は、定時理事会として毎年3月及び5月の2回開催するほか、必要がある場合は臨時理事会を開催する。

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、その理事会において出席理事の中から選出する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が 出席し、その過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第35条 理事会の決議については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長(会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席した理事)及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第37条 本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、 一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第38条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監查報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第39条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規 定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前 条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により協会が消滅する場合 (その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公 益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から 1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる 法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 43 条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団 法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地 方公共団体に贈与するものとする。

第9章 顧問

(顧問)

- 第44条 本協会に、顧問10名以内を置くことができる。
- 2 顧問は、学識経験者又は本協会に功労があった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本協会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長の求めに応じ意見を述べることができる。
- 4 第26条1項の規定は、顧問について準用する。
- 5 顧問は、無報酬とする。

第10章 事務局

(事務局)

- 第45条 本協会の業務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の議決を得て会長が委嘱し、職員は会長が任免する。
- 4 前3項に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 本協会の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の公告をすることができない場合は、北海道において発行する北海道新聞に掲載する方法による。

第12章 補 則

(委任)

第47条 この定款の実施に関して必要な事項は、定款で定めるもののほか理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本協会の最初の会長は藤田恒郎とし、最初の常務理事は佐藤修とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。